

厚生労働省指定 臨床実習指導者講習会（岐阜）

受講要件にかかる実務経験申告書について

臨床実習指導者講習会の受講要件は、「理学療法士免許取得後の実務経験が満4年以上の理学療法士・作業療法士であること」と厚生労働省より指導されております。これを受け、日本理学療法士協会への「実務経験申告書」（以下、申告書）の作成・提出が受講要件の一つとなりました。

選考の結果、承認の通知を受け受講する日程が確定した方は、以下作成・提出要領をご確認のうえ、指定の提出先へご申告いただきますようお願い申し上げます。

<実務経験申告書 作成・提出要領>

【対象】

- 臨床実習指導者講習会(岐阜) (以下、本講習会) を受講する者。

【申告書の取得方法について】

- 申込み後に送られる選考結果通知メールに添付する案内、もしくは(公社)岐阜県理学療法士会ホームページからダウンロード。

【作成について】

- 申告書ファイル内にあるシート「注意点等」、「記載例」を確認のうえ作成ください。
- Excel ファイルに直接必要情報を入力して印刷し、申告者と所属する部門代表者が押印ください。
(申告者が部門代表者の場合は、施設代表者等、上長の押印が必要)

【提出について】

- 提出方法はPDFデータに変換のうえ以下連絡先の該当アドレスまでEメールにて送信ください。
※ スマートフォンやタブレット等に無料のスキャンアプリをダウンロードすることで、作成した申告書をカメラ撮影し、PDF変換の後メール送信するまでがスマートフォンのみで可能です。
(アプリによって無料の範囲で可能な機能が異なります、各自ご確認ください)
- 提出期間：受講決定通知から受講する講習会開催日の1か月半前頃

【その他注意事項】

- 他の都道府県で開催された講習会および(一社)岐阜県作業療法士会が開催する講習会の受講者、ならびに本講習会の受講日が決定していない者の本会への提出は受け付けられません。
- 開催1か月前までに申告書が提出されなかった場合、または申告書の内容に虚偽や不備がある場合、受講できないもしくは修了証が無効となります。

【提出先】

- 参加決定通知の送信メール本文に示す、【実務経験申告書の提出先】欄に指定されたアドレスへメールでご提出ください。
- 必ず PDFファイルに変換のうえご提出ください。

以上